

(3) 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の規定による同令第七十四条の二十六の読替

※凡例

【網掛部分】 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案による第七十四条の二十六の改正部分

【波線部分】 「指定都市」を「中核市」に、「指定都市の市長」を「中核市の市長」に読替

【傍線部分】 この政令による改正後の地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の規定による読替【今回改正部分】

【破線部分】 この政令による改正後の地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の規定による読替【従前からの規定部分】（※参考）

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の規定による読替後 (第二条の規定による改正後)</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の規定による読替前 (第二条の規定による改正後)</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の規定による読替後 (第二条の規定による改正前)</p>	<p>地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の規定による読替前 (第二条の規定による改正前)</p>
<p>(児童福祉に関する事務) 第七十四条の二十六 【準用しな る】</p>	<p>(児童福祉に関する事務) 第七十四条の二十六 地方自治法 第二百五十二条の十九第一項の規 定により、指定都市が処理する児 童福祉に関する事務は、児童福祉 法及び児童福祉法施行令（昭和二 十三年政令第七十四号）、少年法 （昭和二十三年法律第六十八号） 並びに児童虐待の防止等に関す</p>	<p>(児童福祉に関する事務) 第七十四条の二十六 【準用しな る】</p>	<p>(児童福祉に関する事務) 第七十四条の二十六 地方自治法 第二百五十二条の十九第一項の規 定により、指定都市が処理する児 童福祉に関する事務は、児童福祉 法及び児童福祉法施行令（昭和二 十三年政令第七十四号）、少年法 （昭和二十三年法律第六十八号） 並びに児童虐待の防止等に関す</p>

る法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育

る法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同条第二項の規定による助言、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育

士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住

士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四条の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住

居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の

居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業（第八項において「家庭的保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十七の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁

負担、同法第五十六条の四の二第
四項の規定により送付された市町
村整備計画の写しの受理、同法第
五十六条の四の三第一項の規定に
よる市町村整備計画の提出の経由
、同法第五十六条の五の五第一項
に規定する審査請求に対する裁決
、同法第五十六条の七第三項の規
定による支援、同法第五十七条の
二第一項に規定する障害児通所給
付費等の支給に係る同法第五十七
条の三の三の規定による質問等並
びに同法第五十九条の四第三項の
規定による勧告等に関する事務を
除く。）とする。この場合におい
ては、第三項から第七項までにお
いて特別の定めがあるものを除き
、児童福祉法及び同令、少年法並
びに児童虐待の防止等に関する法
律中都道府県に関する規定（前段
括弧内に掲げる事務に係る規定を
除く。）は、指定都市に関する規
定として指定都市に適用があるも

決、同法第五十六条の七の規定に
よる支援、同法第五十七条の二第
一項に規定する障害児通所給付費
等の支給に係る同法第五十七条の
三の三の規定による質問等並びに
同法第五十九条の四第三項の規定
による勧告等に関する事務を除く
。）とする。この場合においては
、第三項から第七項までにおいて
特別の定めがあるものを除き、児
童福祉法及び同令、少年法並びに
児童虐待の防止等に関する法律中
都道府県に関する規定（前段括弧
内に掲げる事務に係る規定を除く
。）は、指定都市に関する規定と
して指定都市に適用があるものと
する。

2 中核市の市長は、第七十四条の四十九の二第一項の規定により児童福祉法第二十一条の三第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第三項の意見の聴取に關し、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百十九号）による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第七十四条の四十九の二第一項の場合においては、中核市は、同条第三項において準用する第五項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、児童福祉法第八条第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議

のとする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により児童福祉法第二十一条の三第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第三項の意見の聴取に關し、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百十九号）による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第一項の場合においては、指定都市は、第五項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、児童福祉法第八条第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この条において「地方社会福祉審議会」とい

2 中核市の市長は、第七十四条の四十九の二第一項の規定により児童福祉法第二十一条の三第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第三項の意見の聴取に關し、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百十九号）による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第七十四条の四十九の二第一項の場合においては、中核市は、同条第三項において準用する第五項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、児童福祉法第八条第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議

2 指定都市の市長は、前項の規定により児童福祉法第二十一条の三第一項の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同条第三項の意見の聴取に關し、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百十九号）による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

3 第一項の場合においては、指定都市は、第五項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、児童福祉法第八条第三項の規定により児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この条におい

会（以下この条において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる指定都市にあつては、この限りでない。

4 第百七十四条の四十九の二第一項の場合においては、同条第三項において準用する前項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

5 第百七十四条の四十九の二第一項の場合においては、同条第三項において準用する第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有す

う。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる指定都市にあつては、この限りでない。

4 第一項の場合においては、前項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十五第三項、第三十五條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による

会（以下この条において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる指定都市にあつては、この限りでない。

4 第百七十四条の四十九の二第一項の場合においては、同条第三項において準用する前項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

5 第百七十四条の四十九の二第一項の場合においては、同条第三項において準用する第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。【後

う。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる指定都市にあつては、この限りでない。

4 第一項の場合においては、前項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十五第三項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものと

るものとする。【後段準用しない】

6 第百七十四条の四十九の二第一項の場合においては、児童福祉法第十八条第一項、第五十五条（同法第五十一条第五号に係る部分を除く。）及び第五十六条の八第六項の規定は、これを適用しない。

7 【準用しない】

権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する

児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

6 第一項の場合においては、児童福祉法第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項、第十五条（同法第五十一条第五号に係る部分を除く。）並びに第五十六条の八第六項の規定は、これを適用しない。

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号」とあるのは「前条第一項

段準用しない【

6 第百七十四条の四十九の二第一項の場合においては、児童福祉法第十八条第一項及び第五十五条の規定は、これを適用しない。

7 【準用しない】

する。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

6 第一項の場合においては、児童福祉法第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項並びに第五十五条の規定は、これを適用しない。

7 第一項の場合においては、児童福祉法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号」とあるのは「前条第一項

第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「指定都市の区域以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十条の十八中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都

第二号ロ」と、同法第十三条第四項中「職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」とあるのは「職務を行う。」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「都道府県以外の都道府県の区域内」とあるのは「指定都市の区域以外の区域」と、同法第三十条第一項及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十五条第三

市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、「同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八第三項中「市町村長を経由し、都道

項及び第六項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第四号中「市町村」とあるのは「都道府県及び市町村」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置する

8 中核市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二條の二十二第二項の規定により、児童福祉法第三十四條の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の十八の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事

府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、児童福祉法施行令第五条第二項から第五項まで及び第七項中「都道府県である」とあるのは「指定都市である」と、「その他の者」とあるのは「その他の者（指定都市を除く。）」と、「都道府県知事を」とあるのは「指定都市の市長を」と、同令第三十八條中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二條の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四條の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の六の規定による障害児通所支援事業等

8 中核市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二條の二十二第二項の規定により、児童福祉法第三十四條の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の十七第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府

ものを除く。）と読み替えるものとする。

8 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二條の十九第二項の規定により、児童福祉法第三十四條の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の六の規定による障害児通所支援事業等

の質問等に関する規定、同法第四十六條第一項、第三項及び第四項の規定による第七十四條の四十九の二第一項第十八号に規定する特定児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定は、これを適用しない。

児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四條の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の二第一項及び第三項の規定による病児保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六條第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定は、これを適用しない。

県知事の質問等に関する規定、同法第四十六條第一項、第三項及び第四項の規定による第七十四條の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八條の規定による第七十四條の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。

児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法第三十四條の十四第一項、第三項及び第四項の規定による一時預かり事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の十七第一項、第三項及び第四項の規定による家庭的保育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第四十六條第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに児童福祉法施行令第三十八條の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、これを適用しない。